# 地方独立行政法人大阪市民病院機構 令和6事業年度の業務実績に関する評価結果 (案)

令和7年7月 大阪市

1 地方独立行政法人大阪市民病院機構の年度評価の考え方

1ページ

## 2 大項目評価

- 2-1 「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価 2ページ
  - (1) 評価結果と判断理由

〈小項目評価の集計結果〉

〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

- (2) 評価にあたっての意見、指摘等
- 2-2 「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関する大項目評価 5ページ
  - (1) 評価結果と判断理由

〈小項目評価の集計結果〉

〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

3 全体評価 アページ

(1) 評価結果と判断理由

〈全体評価にあたって考慮した事項〉

- ① 地方独立行政法人大阪市民病院機構の基本的な目標
- ② 令和6年度における重点的な取り組み
- (2) 評価にあたっての意見、指摘等

# 1 地方独立行政法人大阪市民病院機構の年度評価の考え方

〇 地方独立行政法人大阪市民病院機構(平成26年10月1日設立)について、「大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会の運営及び市長の評価等に関する基本方針」に基づき、次のとおり令和6事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

#### 〈評価の基本方針〉

年度計画及び中期計画の実施状況を確認し、分析したうえで、法人の業務運営等について総合的に判断し、法人が中期目標を達成するために、法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。

#### 〈評価の方法〉

年度評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。

「項目別評価」では、法人が、病院ごとの実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、報告内容及び自己評価とその判断理由の妥当性について評価委員会において専門的見地からの意見を聴取したうえで評価を行う。

「全体評価」では、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況 全体について総合的な評価を行う。

## 〈項目別評価の具体的方法〉

項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)小項目評価、(3)大項目評価、の手順で行う。 (1)法人による自己評価

- ○業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。

#### (2)小項目評価

○法人の目標設定及び自己評価の妥当性等について評価委員会から意見を聴取し、総合的に検証のうえ、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、 I ~ V の5 段階による評価を行う。

#### (3)大項目評価

〇小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、 S・A~Dの5段階による評価を行う。

## 〈全体評価の具体的方法〉

項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

# 2-1 「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

# (1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価(「計画どおり」進捗している)となる。
- 特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、A評価(「計画どおり」 進捗している) が妥当であると判断した。

	S	Α	В	C	D
評価結果	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計 画どおり	計画を十分に実施 できていない	重大な改善事項 あり

## 〈小項目評価の集計結果〉

16項目中16項目が小項目評価のII~Vに該当していることから、小項目評価の集計では、 A評価(「計画どおり」進捗している)となる。

		V	IV	Ш	I	I
	評価の対象 項目数	計画を大幅 に上回って 実施してい る	計画を上回 って実施し ている	計画を順調に実施している	計画を十分 に実施でき ていない	計画を大幅に下回っている
求められる医療の提供	5	0	2	3	0	0
信頼される温かな医療 の実践	9	0	3	3	0	0
地域医療連携の強化及 び地域への貢献	3	0	2	1	0	0
優れた医療人材の育 成・確保と働き方改革	2	0	0	2	0	0
合計	1.6	0	7	9	0	0
	16		16	0		

#### 〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

小項目評価にあたっては、法人は予め市と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、 業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると評価した。

- ① 小項目評価がⅣ(計画を上回って実施している場合)の項目は次のとおりであった。
- 〈 ( ) は小項目評価の番号 〉

# (2) 医療の提供(十三市民病院)【Ⅳ】

結核を含む感染症医療について、公立病院としての役割を十分に果たした。がん医療については、がん検診の受入や緩和ケア内科を標榜するとともに、集学的ながん医療の提供に努めた。積極的な救急受入や産後ケア事業を含む周産期医療を提供するなど、地域のニーズに適切に対応した。がん手術件数及び分娩件数は目標にわずかに届かなかったものの、全ての項目で前年度を上回り、求められる役割を果たしたことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (5) 研究機能の強化(総合医療センター)【Ⅳ】

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、学会の開催状況も活発化してきており、臨床研究実施件数は前年度及び目標を上回った。企業治験実施件数についても、目標でもある前年度実績をやや上回った。臨床研究実施件数及び企業治験実施件数が目標を達成しており、求められる役割を適切に果たしたことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (6) 医療安全対策等の徹底【Ⅳ】

目標指標であるインシデントレポート報告件数は、総合医療センターは目標を大きく上回り、十三市民病院は、目標を下回ったものの、適切な感染防止対策の継続や環境整備に努め、総合的な医療安全の徹底に積極的に取り組んだことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (8) チーム医療の実践及び専門性の発揮【Ⅳ】

目標指標とした各項目について、総合医療センター、十三市民病院ともに積極的に取り組んだ結果、多くの項目で前年度及び目標を上回った。また、各病院において、QOL向上のための取り組みや、各職種が専門性を発揮するチーム医療の一層の推進、高齢社会を迎えた対応など、患者中心の医療の徹底に積極的に取り組んだことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (11)患者満足度の向上【Ⅳ】

患者満足度調査については、十三市民病院では入院、外来ともに目標を上回った。総合医療センターでは目標に届かなかったが、調査結果をフィードバックすることで改善に繋げる取組など、患者サービス向上の取組を積極的に進め成果を上げたことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (12) 地域医療機関との連携【Ⅳ】

目標指標である紹介率・逆紹介率については、十三市民病院の逆紹介率が目標に届かなかったものの、その他の指標は目標を上回った。また、医療機関訪問や市民公開講座等を積極的に行い、地域医療機関との病診連携の強化を進めたことからIV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (13) 地域包括ケアシステム推進への貢献【Ⅳ】

目標指標である退院時共同指導料算定件数は、両病院ともに目標・前年度を上回った。総合医療センターでは、PFMを活用し、入院前から退院に向けた課題を洗い出し、地域医療機関等との連携を積極的に進めた。十三市民病院は、すべての予定入院患者に対し入院前スクリーニングを実施し、退院後の療養を担当する施設等とのカンファレンスなどを行った。総合医療センター、十三市民病院ともに計画の項目を十分に実行したことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (2) 評価にあたっての意見、指摘等

令和6事業年度の実績報告を確認すると、中期計画に掲げた「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に向け、小項目番号1~5のとおり<u>求められる医療の提供</u>を実施し、小項目番号6~16のとおり<u>信頼される温かな医療の実践・地域医療連携の強化及び地域への貢献・優れた医療人材の育成・確保と働き方改革</u>に取り組み、年度計画を計画どおり実施していると評価できる。

- ・総合医療センターでは、施設の長寿命化を図るために順次1病棟を休止しながらの病棟改修 工事を行いながらも、令和6年6月に「エキスパートパネル実施可能ながんゲノム医療連携病 院」として指定され、がん遺伝子パネル検査から推奨治療決定までを自施設で完結できる施設 となり、がんゲノム医療提供体制の強化を図ったほか、令和7年1月には、単孔式の内視鏡手 術支援ロボットを大阪で初めて導入し、さらなる低侵襲医療や救急医療、高度医療の安定的な 提供に努めたことは、大いに評価できる。今後も質の高い総合的な医療の提供に努めてもらい たい。
- ・十三市民病院においては、緩和ケア内科を立ち上げるとともに、地域に求められる急性期病院として一般医療のコロナ禍からの回復に取り組みつつ、引き続き市内唯一の結核病床の運営を行うなど、求められる地域の医療ニーズに応えてきたことは、大いに評価できる。今後も地域の医療機関と連携し、地域の医療ニーズに対応した医療の提供に努めてもらいたい。
- ・住之江診療所は、住吉市民病院廃止後の小児・周産期における一次医療の提供を継続して行ったことは、大いに評価できる。引き続き、地域医療の確保に努めてもらいたい。

# 2-2 「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関する大項目評価

## (1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価(「計画どおり」進捗している)となる。
- 特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、A評価(「計画どおり」 進捗している) が妥当であると判断した。

	S	А	В	O	О
評価結果	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計 画どおり	計画を十分に実 施できていない	重大な改善事 項あり

# 〈小項目評価の集計結果〉

8項目の全てが小項目評価のⅢ~Vに該当していることから、小項目評価の集計では、A 評価 (「計画どおり」進捗している)となる。

	評価の対象 項目数	V 計画を大幅 に上回って 実施してい る	IV 計画を上回 って実施し ている	Ⅲ 計画を順調 に実施して いる	Ⅱ 計画を十分 に実施でき ていない	I 計画を大幅 に下回って いる
自律性・機動性・透明 性の高い組織体制の 確立	1	0	0	1	0	О
経営基盤の強化	7	0	5	2	0	0
合計	8	0	5	3	0	О

### 〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

小項目評価にあたっては、法人は予め市と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、 業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると評価した。

- ① 小項目評価がIV (計画を上回って実施している場合)の項目は次のとおりであった。
- 〈 ( ) は小項目評価の番号 〉

#### (18) 収入の確保【Ⅳ】

各病院において、増収のための体制の充実及び適正化に向け取り組み、十三市民病院においては、新入院患者数を含め全ての目標指標で前年度及び目標を上回り、総合医療センターにおいても計画の項目を着実に実施したことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

# (19)給与費の適正化【Ⅳ】

費用対効果を踏まえ柔軟な職員配置に取り組むなど、給与費の適正化に努めた結果、基本給のベースアップや働き方改革に伴う人員増があったものの、診療報酬改定による診療単価

の上昇や患者数の増加等に伴う医業収益の増により、目標を達成したことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (20) 材料費の適正化【Ⅳ】

物価高騰の影響による契約単価の上昇があったものの、後発医薬品の採用促進や、診療材料の同種同効品への切替の推進など、材料費の抑制に取り組み、総合医療センター、十三市民病院ともに目標を上回る結果であったことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

## (21)経費の適正化【Ⅳ】

物価高騰の影響を大きく受けたものの、業務委託契約における競争的契約候補者決定法の採用など、多様な契約手法の活用を進め、経費の抑制に取り組んだことにより、目標を上回ったため、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

#### (22) 修正医業収支比率等の改善【Ⅳ】

修正医業収支比率については、総合医療センターは診療報酬改定による単価上昇、十三市 民病院は患者数の回復による医業収益の増加により、目標を上回った。経常収支比率につい ては、両病院ともに新型コロナウイルス感染症関連補助金が廃止された影響で前年度より悪 化したものの、目標を上回った。以上のことから、IV評価とした法人の自己評価を妥当と判 断した。

#### (2) 評価にあたっての意見、指摘等

令和6事業年度の実績報告を確認すると、中期計画に掲げた「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に向け、小項目番号17のとおり自律性・機動性・透明性の高い組織体制の確立に努めるとともに、小項目番号18~24のとおり経営基盤の強化に取り組み年度計画を計画どおり実施していると評価できる。

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した経営状況の早期回復に向け引き続き取り組んだ。修正医業収支比率については、総合医療センターは診療報酬改定による単価上昇、十三市民病院は患者数の回復による医業収益の増加により、目標を上回った。経常収支比率についても、両病院ともに新型コロナウイルス感染症関連補助金が廃止された影響で前年度より悪化したものの、目標を上回った。しかし、今後も材料費や人件費の高騰が予想され、より一層の努力が必要になるため、引き続き、効率的な運営を図りながら、経営基盤の強化に向け取り組んでもらいたい。

## 3 全体評価

#### (1) 評価結果と判断理由

- 令和6事業年度の業務実績に関する評価については、2ページから6ページに示すように、「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」及び「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」の2つの大項目評価について、A評価「計画どおり」が妥当であると判断した。
- 大項目評価等の結果に加え、大阪市民病院機構の基本的な目標、令和6年度の重点的な取り組みなどを総合的に考慮し、令和6事業年度の業務実績については、「全体として、年度計画及び中期計画のとおり進捗している」とした。

# 〈大項目の評価結果〉

市民に提供するサー	S	А	В	С	D
ビスその他の業務の 質の向上 (2ページ)	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計画 どおり	計画を十分に 実施できてい ない	重大な改善事 項あり
業務運営の改善及び	S	А	В	С	D
効率化並びに財務内 容の改善 (5ページ)	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計画 どおり	計画を十分に 実施できてい ない	重大な改善事 項あり



#### 〈全体評価の評価結果〉

「全体として、年度計画及び中期計画のとおり進捗している」

#### 〈全体評価にあたって考慮した事項〉

① 地方独立行政法人大阪市民病院機構の基本的な目標

地方独立行政法人制度の特長である自律性・機動性・透明性を最大限発揮し、これまでの 単年度ごとの短期的視点の弊害から脱却し、長期的視点に立ったうえで、意思決定の迅速化 を進めて、効率的な病院経営に努め、経営基盤の安定化を図る。

医療を取り巻く環境が急激に厳しさを増す中で、医療制度改革などの変化に的確に対応し、引き続き地域の医療機関と役割を分担し連携を図りながら、採算性などの面から民間医療機関では対応が困難な政策医療の提供など公的医療機関としての役割を果たし、患者及び市民の信頼に応えていく。

# ② 令和6年度における重点的な取り組み

地方独立行政法人として設立 11 年目となる令和6年度は、中期目標の達成に向け、理事会を定期的に開催し、活発な議論を展開するとともに迅速な意思決定を図りながら、コンプライアンスの推進に取り組み、円滑な病院運営に努めた。

また、公的医療機関としての役割を果たすため、各病院等において求められる医療の提供 や患者サービスの向上、地域医療機関との連携及び役割分担の推進、優秀な人材の確保・育 成など医療提供体制の整備に努めるとともに、法人全体としても業務運営の改善及び効率化 に向け、機構全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の削減、業務 運営の効率化など、経営基盤の強化に引き続き取り組んだ。

総合医療センターでは、施設の長寿命化を図るために順次1病棟を休止しながらの病棟改修工事を行いながらも、大阪初となる単孔式内視鏡手術支援ロボットの導入によるさらなる低侵襲医療や救急医療・高度医療等の安定的な提供に努め、高度専門医療機関としての役割を果たしてきた。

十三市民病院では、緩和ケア内科を立ち上げるとともに、地域に求められる急性期病院と して一般医療の回復に取り組んできた。

## (2) 評価にあたっての意見、指摘等

大項目1に掲げた「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関しては、小項目番号1~16のとおり、求められる医療の提供や患者サービスの向上に努め、地域医療機関との連携及び役割分担を推進し、優秀な人材の確保・育成と働き方改革の取り組みなど、計画どおり実施していると評価できる。

大項目2に掲げた「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関しては、小項目番号17~24のとおり、機構全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の節減、業務運営の効率化に取り組むなど、計画どおり実施していると評価できる。

以上を踏まえると、令和6事業年度における大阪市民病院機構の取り組みは、全体として 年度計画及び中期計画のとおり進捗していると評価できる。

今後も医療機能の維持・向上を図り、効率的・効果的な病院運営と経営基盤の強化により 一層努め、引き続き質の高い医療を提供し、市民の信頼に応えてもらいたい。